

令和2年6月4日

埼玉県剣道連盟 杖道部
各支部 責任者各位

杖道部長
瀧澤 利行

杖道稽古再開に係るガイドラインについて（通知）

杖道部の会員各位におかれましては、このたびの新型コロナウイルスの感染拡大状況に伴って、全日本剣道連盟のホームページ等に掲載された稽古自粛要請を確認された上で稽古を自粛されていたと存じます。

政府による緊急事態宣言が解除された現在、各会員におかれましては稽古の再開をされる方もおられると推察いたします。

埼玉県の杖道部といたしましては、会員間等の感染を防止するため、「うつらない・うつさない」を重要課題とし、会員各位に感染の更なる拡大等に備えて最低限守っていただきたい事項を定めたガイドラインを独自に作成することといたしました。

各会員におかれましては、別添のガイドラインに掲げる内容を御理解いただき、最善の感染予防対策に努めた上で、稽古を再開していただくようお願い申し上げます。

組み形の稽古をしたい気持ちをしばらくの間は抑え、現在の状況を単独での動作を再確認するよいチャンスと前向きに捉え、工夫しての稽古再開を重ねてお願い申し上げます。

なお、近いうちに全日本剣道連盟よりガイドラインの公表の予定です。

杖道稽古再開に係るガイドライン

埼玉県剣道連盟杖道部

- 1 咳、くしゃみ、鼻水など、かぜのような症状がある場合には、たとえ軽度の症状であっても稽古には参加しないこと（厳守すること）
また、稽古日の14日以前に感染者と接触したおそれがある場合や感染者が出た場所に一定時間（概ね30分以上）立ち入った場合も同様とする
- 2 マスクを着用すること
（ただし、気温が高い場合は、稽古の継続時間を短くし、熱中症予防を図る）
- 3 稽古前に検温を行うこと
（37℃以下であることを確認し、これを超える場合の稽古は見合わせる）
- 4 稽古前後に手洗い及び消毒をすること
- 5 ソーシャルディスタンスを徹底すること（交代制で左右で2mの間隔を空ける）
- 6 稽古は無声により実施すること（飛沫拡散の防止のため）
- 7 武具は自身のもののみを使用すること
- 8 これまで以上にこまめに水分を補給すること
- 9 指導中における身体への接触は行わないこと
（相手の手などに直接触れて指導する行為等）
- 10 これからの季節は顔などに大量の汗をかく場合が多くなるが、直接手で汗を拭わず、手拭等を使用して汗を拭うよう努めること
（ティッシュ等を利用して使い捨てることが最も望ましい）
- 11 使用後の武具の除菌及び稽古着の洗濯を行うよう努めること

以上に加えて、飛沫感染を防ぐための防護策として花粉症対策用の眼鏡の使用も有効と思われます。

また、各支部が利用する稽古場の管理者からの使用条件（換気や使用人数制限等の条件）等を遵守し、万全の感染対策を採るようお願い申し上げます。